

ID: 1948

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	再開発等促進区等区域内の建築制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の3第7項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (再開発等促進区等内の制限の緩和等) 第68条の3 7 地区計画の区域のうち開発整備促進区(都市計画法第12条の5第4項に規定する開発整備促進区をいう。以下同じ。)で地区整備計画が定められているものの区域(当該地区整備計画において同法第12条の12の土地の区域として定められている区域に限る。)内においては、別表第2(か)項に掲げる建築物のうち当該地区整備計画の内容に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第48条第6項、第7項、第12項及び第14項の規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日